

令和 8 年第 4 回野辺地町議会

臨時会会議録

招 集 年 月 日 令和 8 年 7 月 2 3 日 (木)

招 集 場 所 野辺地町議会議場

開会 (開議) 令和 8 年 7 月 2 3 日 (木) 午前 9 時 3 0 分

出席議員 (12 名)

1 番	横 浜 睦 成	2 番	高 沢 陽 子
3 番	木 戸 忠 勝	4 番	村 中 玲 子
5 番	五十嵐 勝 弘	6 番	戸 澤 栄
7 番	古 林 輝 信	8 番	中 谷 謙 一
9 番	野 坂 充	10 番	大 湊 敏 行
11 番	赤 垣 義 憲	12 番	岡 山 義 廣

欠席議員 (なし)

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町	長	野 村 秀 雄
副	町 長	江 刺 家 和 夫
教	育 長	小 野 淳 美
会	計 管 理 者	木 明 修
総	務 課 長	高 山 幸 人
企	画 財 政 課 長	西 舘 峰 夫
防	災 管 財 課 長	木 明 裕 二
産	業 振 興 課 長	上 野 優
町	民 課 長	五 十 嵐 洋 介
介	護 ・ 福 祉 課 長	飯 田 貴 子

健康づくり課長	小林知美
建設水道課長	古林輝樹
学校教育課長	飯田満
兼学校給食共同調理場所長	
学校教育課指導室長	濱田健太郎
社会教育・スポーツ課長	長根一彦
中央公民館長兼図書館長	二木智徳
兼歴史民俗資料館長	

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	田中利実
議会事務局総括主幹	濱中太一
総務課長補佐	七島良嘉
総務課主幹	木村卓磨

議事日程（第 1 号）

- | | |
|-------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 提案理由説明 |
| 日程第 4 | 報告第 3 号 令和 7 年度一般財団法人野辺地町観光協会事業報告
及び決算について |
| 日程第 5 | 議案第 44 号 令和 8 年度野辺地町一般会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 6 | 議案第 45 号 令和 8 年度野辺地町水道事業特別会計補正予算（第
2 号） |
| 日程第 7 | 議案第 46 号 財産の取得の件（消防団員雨衣購入） |
| 日程第 8 | 議案第 47 号 工事の請負契約の件（野辺地小学校改築工事） |

会議録署名議員の氏名

議長は会議録署名議員に次の 2 名を指名した

- | | |
|------|---------|
| 5 番 | 五十嵐 勝 弘 |
| 10 番 | 大 湊 敏 行 |

町長の提出議案

- | | |
|----------|---------------------------------------|
| 報告第 3 号 | 令和 7 年度一般財団法人野辺地町観光協会事業報告及び決算につ
いて |
| 議案第 44 号 | 令和 8 年度野辺地町一般会計補正予算（第 2 号） |
| 議案第 45 号 | 令和 8 年度野辺地町水道事業特別会計補正予算（第 2 号） |
| 議案第 46 号 | 財産の取得の件（消防団員雨衣購入） |
| 議案第 47 号 | 工事の請負契約の件（野辺地小学校改築工事） |

議会の提出議案 な し

会議に付した議案

- | | |
|----------|---------------------------------------|
| 報告第 3 号 | 令和 7 年度一般財団法人野辺地町観光協会事業報告及び決算につ
いて |
| 議案第 44 号 | 令和 8 年度野辺地町一般会計補正予算（第 2 号） |
| 議案第 45 号 | 令和 8 年度野辺地町水道事業特別会計補正予算（第 2 号） |

議案第46号 財産の取得の件（消防団員雨衣購入）

議案第47号 工事の請負契約の件（野辺地小学校改築工事）

◎開会及び開議の宣告

○議長（岡山義廣君） おはようございます。ただいまから令和８年第４回野辺地町議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

（午前 ９時３０分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（岡山義廣君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第111条の規定によって、５番、五十嵐勝弘君、10番、大湊敏行君を指名します。

◎会期の決定

○議長（岡山義廣君） 日程第２、会期の決定を議題とします。

議会運営委員会で会期について審査した結果を皆様に配付しております。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日１日としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日１日に決定しました。

◎提案理由説明

○議長（岡山義廣君） 日程第３、報告第３号、議案第44号から第47号までを一括上程いたしまして、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野村秀雄君） 皆さん、おはようございます。本日ここに、令和８年第４回町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多用のところご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

それでは、本臨時会に提案いたしました議案につきまして、その概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

初めに、報告第３号「令和７年度一般財団法人野辺地町観光協会事業報告及び決算について」は、地方自治法第243条の３第２項の規定に基づき、政令で定める法人について、その事業報告及び決算をご報告するものであります。

令和７年度における一般正味財産は、経常収益が5,129万8,000円余り、経常費用が5,002万5,000円

余りで、経常外費用及び期首残高を加除した期末残高は539万3,000円余りとなりました。

続いて、議案第44号及び議案第45号は、補正予算であります。

まず、議案第44号「令和8年度一般会計補正予算（第2号）」であります。

既定の予算の総額に、歳入歳出それぞれ700万円を追加し、予算の総額を84億1,100万円といたしました。

主な内容といたしましては、国の補正予算の成立に伴い交付されることになった、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、水道基本料金を9月請求分から3か月間減免するための経費を計上いたしました。

あわせて、統合小学校新築工事の入札結果を踏まえ、事業費の調整など、所要の補正を行うものであります。

次に、議案第45号「令和8年度野辺地町水道事業特別会計補正予算（第2号）」であります。

収益的収入及び支出の補正につきましては、既決予定額に、収入支出それぞれ100万円を追加し、予定額を2億8,100万円といたしました。

収入では、水道基本料金減免事業の実施に伴い、水道料金を2,700万円減額するとともに、その減額分及び事業実施に要する経費について、一般会計からの補助金により補填いたしました。

支出では、水道基本料金減免事業の実施に要する経費として、100万円を追加いたしました。

以上が、補正予算の概要であります。

次に、議案第46号「財産の取得の件」であります。

消防団員用の雨衣160着を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び野辺地町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものであります。

次に、議案第47号「工事の請負契約の件」であります。

野辺地小学校改築工事の請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号及び野辺地町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

以上、上程されました議案につきまして、その概要をご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、本職並びに関係職員から詳細をご説明申し上げますので、何とぞ慎重ご審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由といたします。

◎報告第3号 令和7年度一般財団法人野辺地町観光協会事業報告及び決算について

○議長（岡山義廣君） 日程第4、報告第3号 令和7年度一般財団法人野辺地町観光協会事業報

告及び決算についてを議題とします。

産業振興課長から説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（上野 優君） おはようございます。それでは、議案書 1 ページをお願いいたします。

報告第 3 号は、令和 7 年度一般財団法人野辺地町観光協会事業報告及び決算についてであります。地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、事業報告及び決算を報告するものであります。

お手元の報告第 3 号、別冊資料でご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。このページには、令和 7 年度に実施しました事業と、その実績を記載しております。

次に、決算についてご報告申し上げます。2 ページの A 3 判、正味財産増減計算書でご報告申し上げますが、4 ページに内訳表を添付しておりますので、決算の概要と主なる項目のみの説明とし、内容は割愛させていただきますことをご承願います。

次に、2 ページ左上の一般正味財産増減の部、1、経常増減の部、(1)、経常収益でございますが、経常収益の総額は 5,129 万 8,909 円となっております。主なる収益ですが、売店や外販などの事業収益は 800 万 4,867 円、前年度と比較して 54 万 4,546 円の増となりました。

受取補助金等は、町からの補助金 1,884 万円と祇園まつり持続支援補助金 450 万円ほか合計 2,376 万円となり、前年度と比較し、105 万 6,000 円の増となりました。

3 段下の雑収益は、各種請負事業からの請負手数料などで 112 万 381 円で、前年度と比較して 42 万 3,524 円の増となりました。

次の繰入金金は 65 万 7,161 円で、事業費負担分や各種事業に係る請負手数料を一般会計へ繰り入れたものとなっております。

次の管理委託料は、P R センターの一部管理委託に係るものです。

次の受託料の 1,039 万 7,200 円は、地域おこし協力隊コーディネート業務に係るもので、前年度と比較して 519 万 9,700 円の増となりました。

次に、(2)、経常費用でございますが、経常費用の総額は 3 ページの中ほどにありますとおり、5,002 万 5,906 円となりました。

2 ページへお戻りください。事業費は、各種事業に係る事務事業経費をはじめ、地域おこし協力隊、P R センターの一部管理などに要する経費に支出したものであり、3,386 万 6,463 円となり、前年度と比較して 460 万 5,246 円の増となりました。これは、給与費や各事業に係る消耗品費、祇園まつりに係る事業費の増が主なるものであります。

3 ページをお願いします。中段にある管理費につきましては、町観光協会の運営に係る経費で、

職員給料並びに福利厚生費などの附帯経費で1,613万9,443円となりました。

中ほどの経常費用計の次の段に記載の評価損益等調整前当期経常増減額は、経常収益から経常費用を差し引いたもので、127万3,003円となりますが、この額から2、経常外増減の部、(2)、経常外費用に記載されています補助金返還損失、令和6年度の町補助金返還分174万291円と、4つ下の段に記載の法人税等7万円を差し引きました当期一般正味財産増減額は、マイナスの53万7,288円となり、これに一般正味財産期首残高を加えました一般正味財産期末残高は539万3,810円となりました。この期末残高に下から2段目記載の町からの出資金であります指定正味財産期末残高300万円を加えた正味財産期末残高は839万3,810円となり、前年度と比較して53万7,288円の減となっております。

なお、この決算報告に関しては、理事会において承認されております。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（岡山義廣君） 報告第3号は報告事項であります。質疑があれば許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

◎議案第44号 令和8年度野辺地町一般会計補正予算（第2号）

○議長（岡山義廣君） 日程第5、議案第44号 令和8年度野辺地町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

歳入歳出予算、継続費、地方債の補正について、企画財政課長から説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（西舘峰夫君） おはようございます。議案第44号は、令和8年度野辺地町一般会計補正予算（第2号）であります。お手元の別冊予算書でご説明申し上げます。

既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ700万円を追加し、予算の総額を84億1,100万円としました。

まず、歳入の主なるものについてご説明申し上げます。7ページをお願いいたします。13款国庫支出金、2項1目総務費国庫補助金、2節地方創生臨時交付金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、令和8年度の国の補正予算により配分された重点交付金の推奨事業メニュー分の交付限度額が示されましたので、869万1,000円を計上いたしました。

17款繰入金、2項1目1節財政調整基金繰入金は、本補正予算の収支均衡を図るもので、1,975万7,000円増額いたしました。3目1節学校建設基金繰入金は、統合小学校新築事業の事業費の変更に伴い75万2,000円増額いたしました。

20款町債、1項7目1節教育債の統合小学校新築事業は、事業費の変更に伴い2,220万円減額いたしました。

続いて、歳出について説明いたします。8ページになります。4款衛生費、4項1目上水道費、27節繰出金2,800万円は、水道基本料金を9月請求分から3か月間減免するために必要な費用を水道事業特別会計に繰り出すものです。この事業に、歳入のほうで説明しました地方創生臨時交付金を活用いたします。

10款教育費、2項小学校費、5目小学校統合事業費、12節委託料の統合小学校新築工事監理業務及び単価入替業務並びに14節工事請負費の統合小学校新築工事は、入札結果などに合わせて総額で2,228万2,000円減額いたしました。

5項1目保健体育総務費、10節需用費の消耗品費に、ハンドメガホンの購入費として9万9,000円を計上いたしました。

18節負担金補助及び交付金の青の煌めきあおもり国スポ野辺地町実行委員会74万2,000円は、大会運営に関わる交通誘導や警備を委託する費用などを追加するものです。

それでは、3ページにお戻りください。3ページの第2表、継続費補正は、追加及び変更がそれぞれ1件であります。3款民生費、2項児童福祉費の児童館新築事業費（関連工事及び工事監理業務）は、統合小学校新築事業の入札結果により科目整理が可能となりましたので、当初予算で10款に設定していた統合小学校新築事業費から分けて整理いたします。

令和9年度の1年間だけの予算となりますが、予算の設定方法として、債務負担行為ではなくて継続費としたのには2つの理由があります。1つは、当初予算において、児童館を含む統合小学校などの新築を一団の事業としまして、令和8年度から令和11年度までの継続費を設定し、この予算に基づいて仮契約締結まで進めていましたので、新たに債務負担行為を設定してそれに基づく契約とはせずに、もともと設定していた継続費を整理する形のほうが適切であると考えたこと。もう一つは、もし令和10年度に繰り越すことになった場合に、継続費通次繰越しという経理ができることから、継続費を選択しております。

次の10款教育費、2項小学校費の統合小学校新築事業費（統合小学校工事、関連工事及び工事監理業務）は、入札結果に合わせて総額及び各年度の年割額を変更するものであります。

4ページをお願いいたします。第3表、地方債補正は、変更が1件であります。歳入でご説明しましたように、統合小学校新築事業について、事業費の変更に伴い2,220万円減額いたします。

その他の条件である起債及び償還の方法、利率に変更はございません。

説明は、以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 一括で質疑を行います。ページ数を言ってから質疑願います。質疑ありませんか。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 7ページの繰入金、学校建設基金繰入金が75万2,000円計上されておりますが、これは支出のどの部分に充てるために繰り入れたものでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西館峰夫君） お答えいたします。

支出の主な部分としましては、8ページの公債費の利子、こちらのほうにまず第1に充てております。こちらは、当初予算では令和7年度借入債の利子として計上していたものになりますが、このうち学校分の借入れがはっきり決まったことによって、ここに繰り入れるべき学校建設基金がまず入っています。今回の入札結果に合わせたほうに関しては、減額の形で調整されております。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 3ページ、継続費についてです。先ほど児童館新築工事費として継続費で計上したという説明がありましたけれども、ちょっと意味がしっかりつかめないのもう一度、もっと分かりやすく説明いただきたいのですが。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西館峰夫君） お答えいたします。

3ページの継続費の上のほうの児童館の分ですけれども、こちらのほうが9年度1年分になります。こちらに関しては、設定の方法としては債務負担行為として8年度から9年度までという形で、この分の金額を設定する方法もありますが、もともとが学校のほうに、これに包括する形で予算を盛っていて、その継続費の中で仮契約まで進めていましたので、新たな債務負担行為として設定するよりも、継続費を分割整理するという形を取るということにしました。

もう一つに関しては、もし9年度から10年度に工事がずれ込んで繰越しする場合がございます。その場合に、債務負担行為の場合は8年度から9年度までしか設定していない場合に、また10年度までにこの予算の効力が及ぶように修正というか、補正をしなければならないのですが、継続費の場合は逡次繰越しすることによって翌年度に繰越し処理ができる、この経理方法が取れるということも一つの理由として採用したということを先ほど説明いたしました。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。ちょっと待ってください。今の児童館の関連質問ですか。再々質問で終わりますけれども、3回目ですから。特別許可します。

どうぞ。

○11番（赤垣義憲君） 今の説明では、令和8年度の当初予算では、統合小学校新築事業費の継続費にこの児童館の分も含めていたという説明に聞こえたのですが、もしそうなのであれば、部門が違うのではないですか。片や民生費、片や教育費で分けるべき事業費なのに、当初予算では教育費の小学校費として継続費を計上していたということになりますよね。これに児童館の分も含めてい

たということですか。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西館峰夫君） お答えいたします。

当初予算の説明では、そのようになります。児童館の分を含めた包括的な工事として、統合小学校新築事業費として、こちらのほうに設定するというお話をさせていただいています。計上費目については、確かに10款と3款に最後には分かれるのですけれども、10款のほうにここに合わせて計上していますよという説明の下に議案審議をいただいております。

また、児童館の分を、要するに設計費などで分けていくと、なかなかちょっと説明が難しいところもありましたので、包括的に説明させていただいたところです。

○議長（岡山義廣君） 9番、野坂 充君。

○9番（野坂 充君） これに関連してでいいですか。

○議長（岡山義廣君） はい。

○9番（野坂 充君） 以前に小学校建設特別委員会のときに、入札前に議員に説明するという話があったと私は記憶しているのですが、議会制民主主義ということで、副町長、議員に説明すれば事が足りるという発言もされていますけれども、議員に説明しなかったのはなぜなのでしょう。

○議長（岡山義廣君） 副町長。

○副町長（江刺家和夫君） 特別委員会で議員に何を説明すると言ったのか、すみません、ちょっと詳しく教えていただければ……。

○議長（岡山義廣君） 野坂君、発言の前に。委員会の招集は委員長が行うものでありますから、委員会の件については本会議では取扱いできませんので、その辺を考慮して質問してください。どうぞ。

○9番（野坂 充君） 副町長は記憶がないという発言されましたけれども、学校教育課長が、この数字は間違いがあったということで、そのことについての説明を議員に詳しくするということがあったはずですが。

○議長（岡山義廣君） 今の野坂君の質問ですが、先ほど申し上げたとおり、委員会の件は本会議では取扱いできない旨をお話ししたいと思います。

9番、野坂 充君。

○9番（野坂 充君） ちょっと大事な問題なので、特別委員会を開くとかなんとかではなく、議員に説明するのであれば、全協であれ何であれ、機会を設けることはできたはずですので、それを議員に説明しないで入札を行ったということ自体が議会を無視しているのではないかと私は質問しています。

○議長（岡山義廣君） 今の本会議での質疑ではないので、どうしてもこれをやりたいというので

あれば、暫時休憩をして対応を考えてください。よろしいですか。

〔「休憩をお願いします」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 暫時休憩しましょう。

休憩（午前 9時58分）

再開（午前10時15分）

○議長（岡山義廣君） 再開します。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

11番、赤垣義憲君。11番、反対討論ですか。

○11番（赤垣義憲君） 反対。

○議長（岡山義廣君） はい。

○11番（赤垣義憲君） この補正予算については、反対の立場から討論させていただきます。

継続費についてですけれども、当初予算では教育費として、今回は民生費として、児童館の新築事業費が計上されました。当初予算で教育費で承認を得たというのであれば、そのまま通すべきとも考えます。時と場合によって、また都合によって、財源の取扱い方が変わるのは、財政運営に対して不信感を持たざるを得ません。基本に戻って整理する必要があると考えることから、この議案について反対いたします。

○議長（岡山義廣君） 次に、賛成者の発言を許します。

10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 私は、この議案に対しては賛成の立場で討論いたします。

まず、水道事業の減免事業が控えています。町民の生活はすごく苦しい、その中で一刻も早く、少しでも町民の皆様の経済的負担を軽くするような事業をやるべきだと思います。

それから、継続費については、町の説明によって、私はこれがベストな選択ではないのかなというふうに思っておりますので、この議案に対しては賛成であります。

○議長（岡山義廣君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。

議案第44号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（岡山義廣君） 起立多数です。どうぞ、座ってください。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

◎議案第45号 令和8年度野辺地町水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（岡山義廣君） 日程第6、議案第45号 令和8年度野辺地町水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

建設水道課長から説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（古林輝樹君） おはようございます。議案第45号 令和8年度野辺地町水道事業特別会計補正予算（第2号）について、お手元の別冊予算書でご説明いたします。

補正の内容については、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰の影響を受けている町民及び事業者を支援するため、水道料金の基本料金、9月から11月までの3か月間を全額減免するため補正するものであります。

1ページをお願いします。第2条、収益的収入及び支出の補正の収入は、1款1項営業収益の既決予定額2億5,306万6,000円を2,700万円減額し、2億2,606万6,000円となり、2項営業外収益を2,800万円増額し、財源を調整いたします。

支出は、1款1項営業費用の既決予定額2億5,307万9,000円を100万円増額し、2億5,407万9,000円といたします。

補正の内容については、補正予算説明書でご説明いたします。5ページをお願いします。（1）、収益的収入及び支出では、収入、1款1項1目給水収益の既決予定額2億5,000万円から2,700万円減額し、2億2,300万円としました。水道料金のうち3か月分の基本料金減免相当額であります。

7目他会計補助金2,800万円は、基本料金減免相当分と、その事務費について、一般会計補助金として収入を得ることから増額いたしました。

支出では、1款1項4目総係費は、基本料金減免に係る事務費100万円を増額し、7,800万5,000円といたしました。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（岡山義廣君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第45号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

◎議案第46号 財産の取得の件（消防団員雨衣購入）

○議長（岡山義廣君） 日程第7、議案第46号 財産の取得の件（消防団員雨衣購入）を議題とします。

防災管財課長から説明を求めます。

防災管財課長。

○防災管財課長（木明裕二君） おはようございます。議案第46号についてご説明いたします。

議案書3ページをお願いいたします。議案第46号は、財産の取得の件であります。消防団員雨衣購入につきまして、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づいて、議会の議決を求めるものであります。

4ページをお願いいたします。1、取得する財産は、消防団員用雨衣160着であります。

2、契約の方法は、指名競争入札。

3、取得価格は、792万円。

4、契約の相手方は、青森県青森市赤坂1丁目2番2号、有限会社青森消防設備、代表取締役、佐々木貴徳であります。

こちらは、消防団員が雨天活動時等に着用する雨衣となりますが、これまで町として整備したものはなく、今回全団員統一の雨衣を整備することとしております。6ページに参考資料を添付しておりますので、御覧ください。

2、取得する財産の概要であります。1、使用が想定される場合は、野辺地町内等における消防団活動での使用を想定しております。2、購入物品の内容は、全天候型ゴアテックス製雨衣160着となります。

5は、契約の手続の状況になります。令和8年6月23日に指名競争入札を行いました。入札参加者及び結果は、7ページ、4、入札の状況に記載しているとおりであります。

なお、入札参加者の7名は、町に競争入札参加資格審査申請書を物品購入等の衣類を希望して提出している町内業者及び物品購入等の消防被服を取扱いしている県内業者となっております。

説明は、以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） この雨衣なのですけれども、消防団の方々が使用するということですが、これは消防団員に支給されるものなのか、貸与なのか、教えてください。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（木明裕二君） お答えいたします。

貸与であります。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 消防団員の定数は210名で、今年度観閲式の資料では161名ではないかと思うのですが、この160着で、もう少し余分を見て購入すべきではないのかというふうに考えますが、160着にした理由を教えてください。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（木明裕二君） 観閲式の資料ではそのように記載がございましたが、7月1日現在の消防団員数ですが、158名となっております。入札案内等をする時点でもう158名ということでしたので、2着ほど余裕を持って160着としたところでございます。今後につきましては、さらに増えたとかの場合は個々に対応するということになります。

以上です。

○議長（岡山義廣君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第46号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

健康維持のため、10時45分まで休憩します。

休憩（午前10時28分）

再開（午前10時45分）

○議長（岡山義廣君） 再開します。

◎議案第47号 工事の請負契約の件（野辺地小学校改築工事）

○議長（岡山義廣君） 日程第8、議案第47号 工事の請負契約の件（野辺地小学校改築工事）を議題とします。

学校教育課長から説明を求めます。

○学校教育課長（飯田 満君） おはようございます。議案書の9ページをお願いいたします。議案第47号 工事の請負契約の件についてご説明いたします。

野辺地小学校改築工事につきまして、地方自治法第96条第1項第5号及び野辺地町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

10ページをお願いいたします。1、工事の名称、野辺地小学校改築工事。

2、工事の場所、野辺地町字寺ノ沢地内。

3、契約の方法、条件付一般競争入札。

4、請負代金、50億8,200万円。

5、契約の相手方、青森県十和田市東十三番町15番27号、福萬・岡山特定建設工事共同企業体、代表者、株式会社福萬組、代表取締役社長、井上馨であります。

12ページに参考資料を添付しておりますので、御覧ください。3の工事概要等ではありますが、野辺地小学校改築工事一式となりまして、これには児童館を含みます。

4の工事期間は、野辺地町議会で議決し、本契約の意思表示をした日から令和11年10月15日までを予定しております。

6の請負金額ではありますが、年度割の契約額は、令和8年度分が7億1,148万円、令和9年度分が37億986万円、令和10年度分は4億656万円、令和11年度分が2億5,410万円で、合計50億8,200万円であります。

次のページに参りまして、7は、契約手続の状況になります。特定建設工事共同企業体による条件付一般競争入札で実施いたしました。特定建設工事共同企業体の構成員は、上十三地域に本店を有する4者以内に結成し、代表者は、町に工事等競争入札参加資格審査申請書を提出し、経営事項審査の直近年度の総合評定値が建設工事一式及び土木工事一式のいずれにおいても1,000点以上の者となりました。

代表者以外の構成員については、工事等競争入札参加資格審査申請書を提出し、経営事項審査の直近年度の総合評定値が建築工事一式または土木工事一式のいずれかにおいて1,000点以上の者とし、野辺地町内に本店を有する事業者を構成員とする場合は、土木工事一式の直近年度の総合評定

値が650点以上または建築工事一式の直近年度の総合評定値が600点以上としました。

この条件で特定建設工事共同企業体の募集を行い、入札参加審査申請書を提出し、審査に合格した企業体へ令和8年6月24日に指名通知を発送し、令和8年7月14日に入札を行いました。

応札した業者及び入札結果は記載のとおりであります。

説明は、以上となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（岡山義廣君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

9番、野坂 充君。

○9番（野坂 充君） この入札金額の内訳、児童館と小学校分、幾らと幾らなのか説明してください。

○議長（岡山義廣君） 学校教育課長。

○学校教育課長（飯田 満君） それでは、お答えいたします。

まず、校舎のほうです。小学校のほうですが、47億532万2,000円であります。続いて、児童館、3億7,667万8,000円となります。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） この落札業者は、過去に同規模の学校建築や公共施設工事の実績はありますか。

○議長（岡山義廣君） 学校教育課長。

○学校教育課長（飯田 満君） それでは、お答えいたします。

まず、代表者の福萬組は、令和7年、八戸学院大学むつ下北キャンパス新築工事、そして令和4年、野辺地高校集約化改修工事を行っております。また、構成員の岡山建設は、令和4年、六ヶ所村の千歳平小学校校舎建物工事を行っております。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 今学校校舎と児童館の金額を分けて説明いただいたのですが、ちょっと聞き逃したので、もう一度金額を教えてもらいたいのが1つと。

今説明あった児童館と学校校舎の金額ですけれども、先ほど可決されましたけれども、継続費との差額が幾らかあるのですが、この差額の内訳についても説明をいただきたいのですけれども、よろしく願います。

○議長（岡山義廣君） 学校教育課長。

○学校教育課長（飯田 満君） それでは、お答えいたします。

まず最初に、校舎、そして児童館の契約額について再度お答えいたします。まず、統合小学校のほうでございますが、47億532万2,000円となります。続いて、児童館3億7,667万8,000円となります。

続いて、2点目の継続費との差額というご質問でございますが、年割の工事額に監理費を足したものととなります。

お答えは以上となります。

○議長（岡山義廣君） 質問は、1個ずつ明快にお願いします。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 継続費との差額は監理費ということですが、全てこの差額は監理費として理解してよろしいですか。

○議長（岡山義廣君） 学校教育課長。

○学校教育課長（飯田 満君） それでは、お答えいたします。

ご確認させていただきますが、一般会計補正予算の3ページ、こちらの部分のことかと思いますが、まず継続費の変更で令和8年度7億2,195万2,000円という数字が記載されておりますが、こちらでも校舎の工事費、そして監理費を足したものととなります。そのほかの年度も同様でございます。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 契約不適合責任期間があると思うのですが、小学校、児童館とも2年でしょうか。

○議長（岡山義廣君） 学校教育課長。

○学校教育課長（飯田 満君） 2年となります。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 小学校、児童館、それぞれに対して、責任期間中の定期点検の体制と予算、しっかりと担保されていますでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 学校教育課長。

○学校教育課長（飯田 満君） お答えいたします。

定期点検とのお話でございますが、定期的な施設点検のほか、竣工後1年検査また2年検査を実施しまして、使いにくさであったり、不具合があった場合、町または受注者どちらに責任があるかで対応を考えていきたいと思っております。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） この落札金額というか、入札金額なのですが、4団体、4共同企業体が入札に参加して、3団体は予定価格をオーバーしています。大体110%から111%という金額で応札したと思います。これというのは、予定価格オーバーということは失格の扱いでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（木明裕二君） お答えいたします。

失格という扱いではなくて、誰も予定価格に達しない場合は2回目に進む形になりますので、今

回の場合は1回目で予定価格に達した企業体がありましたので、そちらが落札ということになります。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） この入札金額ですが、3団体は110%、要は10%から11%大きかったわけですね、町が想定した予定価格より。落札された金額は98.9%とぎりぎりのところということで、4団体のうち3団体が10%ぐらいいろいも大きい金額を見込んでいた。1団体は辛うじて予定価格に収まったということで、この差額5億円程度あると思うのですが、5億円というのは非常に大きい金額だと思うのですが、町として、この落札金額でやれる見込みはあると理解しているのでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 学校教育課長。

○学校教育課長（飯田 満君） それでは、お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、ほかの業者とかなりの開きがありますが、今回応札いただいた福萬・岡山建設共同企業体さんは、応札した金額で業務を遂行できるということで、この金額の札を入れていただいたと思っておりますので、町としては、このままやっていただけると思っております。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 通学路の安全対策や運動会、体育の授業など、グラウンド使用の制約について、業者とどのような取決めを行っておるのでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 学校教育課長。

○学校教育課長（飯田 満君） 通学路の安全確保ですとか、グラウンドの使用のご質問かと思いますが、まだ業者とは、そこまでの取決めというものはされておりません。

ただ、町としては、今後工事が始まりますので、工事の時間、そして工事車両等の数がはっきりしましたら、近隣住民また自治会を通じて、チラシもしくは回覧でご協力をお願いするような周知をしていきたいと思っております。

続いて、グラウンド使用において、グラウンドが使えなくなるということで懸念されるのは、外での体育の授業ですとか、運動会もあるかと思います。体育の授業につきましては、グラウンドで行っていたものを体育館で行っていただくような一部制限するような形になります。そしてまた、運動会については、こちらは学校にも打診しておりまして、来年度グラウンドが使えない中でお考えはあるかということで聞いておりますが、例えばですが、町立体育館で実施したいという声も上がっておりますので、今後学校と協議しながら進めていきたいと思っております。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 総額の事業費、私たちは大きなくりで57億円という数字を聞かされてきました。今回落札されて、金額が多少変わったと思うのですが、事業費の総額というのはど

れぐらい圧縮されたのでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 学校教育課長。

○学校教育課長（飯田 満君） それでは、お答えいたします。

57億円の事業費のうち一番大きな部分である建設工事費につきましては、議会でご議決いただいています52億7,000万円という基本設計の想定事業費であります。その後実施設計で約2億円減り、そして単価入替え後、5,000万円ほど上がっておりますが、そのような経過で建設工事費は進んでおります。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 今の説明だと、総額でどれぐらい変わったのかというのがちょっと分からないので、総額で教えてください。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西館峰夫君） 企画財政課のほうからお答えいたします。

全体では57億円と今まで説明していたものから2億2,000万円ほど減額になる見込みとなっております。

○議長（岡山義廣君） そのほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

◎動 議

○議長（岡山義廣君） 9番、野坂 充君。

○9番（野坂 充君） 詳細にわたっての説明を統合小学校新築事業調査特別委員会に付託する動議を提出いたします。

○議長（岡山義廣君） ただいま9番、野坂君から、議案第47号を委員会に付託する動議が提出されました。

この動議の成立に賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（岡山義廣君） 2名。

この動議は、所定の賛成者がありましたので、成立しました。

議案第47号を委員会付託することの動議を議題とします。

この採決は起立によって行います。

この動議のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（岡山義廣君） 起立少数。

したがって、議案第47号を委員会に付託する動議は否決されました。

○議長（岡山義廣君） これから討論を行います。討論ありませんか。

まず、反対者の発言を許可します。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 反対の立場から討論します。

議員の皆さんに、こんな見方もあるのだということを聞いていただいて、ご判断いただければと思っております。私が反対する理由は、決して単純ではありません。子供たちを危険から回避させること、少しでも早く環境を整えること、これについては異論はなく、むしろ大賛成です。また、今回の入札において落札された共同企業体においても、反対する考えはありません。

問題は、子供たちを危険から回避させる手段にあると思っています。要するに、新校舎建設だけがその手段ではないということです。かねてから申し上げてきたとおり、少子化や教育環境の変化などにより、いずれは小中統合、小中一貫教育へとかじを切るべきときが来ると考えています。文科省は、平成28年度に小中一貫教育を制度化しました。デメリットだけなら制度化するはずはなく、これからの教育環境に適する、あるいは推奨できると考えたからであると理解しております。

青森県内でも既に実施している三戸町や六戸町のほか、小中一貫教育に向けた取組を進める、あるいは鰯ヶ沢町のように将来的に一貫教育を目指すといった自治体もあります。その理由、文科省が推奨しているばかりではなく、1つには少子化という課題もあると私は思っています。

幸いにして野辺地町は中学校校舎が新しく、改めて新校舎を建設するまでもなく、多少の改築や増築などにより、比較的安価な財源支出で小中一貫校へ移行できるものと考えます。児童数が増えたと減ったときに考えてもよいのではと思う方もいるかもしれませんが、それはいつなのでしょう。ここ数年の出生数を鑑みれば、恐らくは間もなく近い将来にそのときは来ると思います。統合小学校新校舎が完成してから数年内ということもあり得ると思います。

これまでの児童生徒数のイメージは捨てて、将来の姿をイメージする必要があります。私たち大人は、まして町の方向性を決断する権限を持つ議員は、子供たちの今を考えると同時に、子供たちの将来も考えなければならないと思います。子供たちの将来イコール町の将来でもあると思います。

小学校建設という課題から一旦離れて、周りに目を向ければ、耐震基準に適合しない公立病院、国スポに使用されない町立体育館、昨年火災があったごみ焼却施設、炉の交換が予定されている斎場、県内唯一の湿式調理場を持つ給食センター、エレベーターのない公民館などなど、どれも近い将来に財政投資が必要な施設ばかりです。

野辺地町は、一昨年に役場庁舎を完成したばかりで、その事業費に充てた地方債の返済が始まったばかりです。この先約20年も続くことは、皆さんもご承知のとおりであります。それに小学校建設事業費の地方債償還がプラスされます。昨年秋の町の財政見通しによれば、令和9年度には地方債の残高が100億円を超えます。ある統計では、2050年には人口が6,000人程度まで減少するとされている野辺地町で、今やらなければならないことは何なのかを見極めなければなりません。一度立ち止まって小学校建設事業を見直しませんか。町の優先順位を一緒に考えませんか。

将来町の財政が著しく厳しい状況になったとき、子供たちのために建てた学校を言い訳にしたいはありません。どうしても小学校を建てるのなら、中学生までが入れる一貫校として建設し、空いた中学校校舎を公民館、図書館、民俗資料館の複合施設として利用する。それによって、これら3施設の建て替えコストを大幅に削減できるということも可能になるのではないのでしょうか。ほかにもいろいろな選択肢、手法があると思います。それを考える時間をつくりませんか。

子供たちを危険から回避させるというのであれば、例えば道筋が決定するまでの間、仮設校舎でしのぐというのも方法の一つだと思います。小学校建設事業と町の将来を考え直す最後のチャンスであると考えことから、議員各位にも共にお考えいただきたく、本議案について反対します。

○議長（岡山義廣君） 次に、賛成者の発言を許します。

10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 私は、本議案に賛成の立場で討論いたします。

本契約については、設計内容や契約手続に重大な瑕疵や違法性は認められません。そのような状況において、契約議案を否決することは、議会に与えられた権限の適切な行使とは言い難く、町民に対し十分な説明責任を果たすことは困難です。

また、契約を否決した場合の影響は極めて大きく、次の3点を指摘したいと思います。1つ目は、一旦内示をいただいている国庫補助金への影響です。事業の遅延により、今後補助金の減額や補助対象から外れる可能性が生じれば、野辺地町の今後の事業執行に対して多大な影響を及ぼしかねません。

2つ目は、財政への影響です。事業を先送りすれば、建設資材や労務費の上昇により、工事費が増加する可能性が大きいと考えます。加えて既存校舎を使用し続けるための修繕や維持管理にも新たな費用が必要となり、結果として町民の負担が大きくなることが懸念されます。

3つ目は、最も重要だと思っています社会的な影響です。安全で良好な教育環境を期待する現在の子育て世帯はもちろん、これから野辺地町で子育てを考える世代にも子供への投資を先送りする町という印象を与えかねません。それは、若い世代の定住や移住への期待を損ない、野辺地町の将来に大きな影響を及ぼすことが危惧されます。

以上の理由から、本議案は町の将来への投資であり、子供たちの教育環境を守るためにも必要な

契約であると判断し、本議案に賛成いたします。

○議長（岡山義廣君） 次に、反対者の発言を許します。ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） それでは、賛成者の発言を許可します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 反対の意見ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 反対の意見がないので、これで討論を終わります。

失礼しました。次に、賛成者の発言を許可します。ちょっと待ってください。何かありましたか。

はい、3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 賛成の立場として、不採択の可能性があった国の事業費補助が採択されましたので、老朽化が進み、耐力度調査で危険と判定された校舎を速やかに建設するために、早急に請負契約を締結すべきであると私は提案します。

○議長（岡山義廣君） これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。

議案第47号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（岡山義廣君） 起立多数です。どうぞ、座ってください。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（岡山義廣君） 以上で本臨時会に付議されました事件の審議が全部終了しました。

これをもって令和8年第4回野辺地町議会臨時会を閉会します。

（午前11時16分）